

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社ひさ野
(法人番号5120001197488)
業者の住所：大阪府大阪市旭区大宮4-15-12
- 2 指名停止措置期間：令和5年9月28日から
令和5年10月27日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：株式会社ひさ野は、大阪府発注工事において、建設業法第7条第2号及び第26条第3項の規定に違反して、同号に規定する当該建設業者の営業所における専任の技術者を、専任を要する主任技術者として工事現場に配置したため、令和5年3月31日に、大阪府知事から同法第28条第1項に基づく監督処分（指示処分）を受けた。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内